

## 豊かな年金ライフをめざして一年金ライフプランワークシート 【追 補】

■在職老齢年金の支給停止基準額の変更(令和5年4月)  
(9頁)

●60歳台前半の在職老齢年金 の(1)(2)が次のように変わりました。

- (1) 給与<sup>※1</sup>と年金月額合計額が48万円<sup>※2</sup>以下の場合、特別支給の老齢厚生年金は全額支給されます。
- (2) 合計額が48万円を超える場合は、超えた額の2分の1の年金がカットされます。

●65歳以上の在職老齢年金 の(1)(2)が次のように変わりました。

- (1) 給与<sup>※1</sup>と老齢厚生年金月額の合計が48万円<sup>※2</sup>以下の場合、年金は全額支給されます。
- (2) 合計額が48万円を超える場合は、超えた額の2分の1の年金がカットされます。

注意書き<sup>※2</sup> が次のように変わりました。

※2 「48万円」は、物価や賃金の変動を基準に、毎年度見直しが行われます。